

由布市文化等活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の団体が行う文化芸術等の活動に要する経費を予算の範囲において補助することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱の対象となる団体は、市内に活動の本拠をおき、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 代表者及び所在地が明らかで、規約及び会計経理が明確であること。
- (2) 5人以上で構成され、かつ、過半数以上が由布市内に在住又は通勤している者が過半を占めていること。
- (3) 文化芸術活動を主たる目的として組織され、かつ、継続した文化芸術等の実績を有すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市民が参加し相互理解と交流を深めるとともに情操を育む事業で、市内で実施するもののうち、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新規又は内容を拡充して実施する文化芸術活動を行う事業
- (2) 全ての市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供する事業
- (3) 文化芸術の力を活用して市の魅力を創出する事業

2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的な活動で実施される事業
- (2) 営利目的で実施される事業
- (3) 公共の安全、秩序等を害するおそれのある事業
- (4) 事業の効果が特定の団体又は個人に限られる事業
- (5) その他教育長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) コンクール及び公募展にかかる賞金及び賞品代
- (2) 団体構成員に支払う謝礼
- (3) 入場券の販売に係る手数料及び支払振込手数料
- (4) 食糧費及び交際費
- (5) パーティーに要する経費
- (6) 団体運営のための経常的経費
- (7) リハーサル及び本番使用分以外の会場使用料（付帯設備費含む。）

(8) 有料で販売する図録等の印刷費

(9) 形状及び性質を変えことなく比較的長期間の使用に耐える物品

- 2 補助金の交付を受けようとする事業に対して、国、地方公共団体の補助金等の交付を受けることができる場合は、当該事業に係る補助対象経費から当該交付を受けた補助金の額を控除した額を、補助対象経費とみなす。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、上限を50万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

項目	内容
作品借料	作品借料
文芸費	演出料、台本費、訳詞料、振付料、著作権使用料（音楽以外）等
出演料	指揮料、演奏料、ソリスト料、出演料、講師料等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、著作権使用料（音楽のみ）等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費等
会場費	会場使用料（附帯設備費含む。）
運搬・輸送費	作品運搬費、楽器運搬費等
旅費・滞在費	宿泊料、国内移動旅費等
宣伝費	広告宣伝費、看板費等
印刷費	プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券、台本印刷費、出版物印刷等
記録費	録画費、録音費、写真撮影費等

修繕費	保存修理費（伝統文化、伝統芸能に直接関係するもの）
事務費	会場整理員賃金、事務連絡旅費、通信費、審査経費等